

1 男女共同参画社会形成の必要性

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取組みがなされています。

我が国においても、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向けて、「男女共同参画社会基本法」の制定など法制度の整備は進んでいます。

しかし、社会慣行や人々の意識の中には、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方方が根強く残っており、真の平等実現を阻害する要因となっています。また、パート労働等の不安定な雇用形態や男女の賃金格差など、雇用の場において女性に不利な状況が見受けられるとともに、女性の管理職、議会議員などが非常に少なく、意思決定の場への女性の参画が遅れており、女性の能力が十分に発揮されているとは言えません。一方、男性優位の意識や経済力の格差は、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壤となっていることが指摘されています。加えて、長引く不況を反映して、男性では50歳から64歳をピークとして経済生活問題を原因とする自殺が多くなっていますが、これは男性が過度の責任を負わされていることによると考えられています。

性別役割分担意識を強調する考え方や女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化、少子高齢化と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化しており、この変動を乗り切るためにも、男女が性別にかかわりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会…男女共同参画社会の実現が求められています。

2 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会

- 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- 一人ひとりが地球市民として多様な価値観を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

3 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の3つの視点で計画を推進します。

- 人権の尊重と男女平等の実現
- ジェンダーに敏感な視点の浸透
- 女性のエンパワーメントの拡大

4 計画改訂の趣旨

2001年(平成13年)のプラン策定後、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」が2002年(平成14年)から施行されており、この条例に盛り込まれた理念や考え方等をプランに十分反映させる必要があります。

また、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することが求められています。

こうした趣旨から、現行のプランを改訂することとし、以下の基本目標に基づき、プランの体系や施策の方向等を見直すこととしました。

なお、今回のプラン改訂に当たっては、より効果的に男女共同参画を推進していくために、今後5年間で特に重点的に取り組む事項を定めることとしました。

5 計画の基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、次の5つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

- I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- II 意思決定過程における男女共同参画の拡大
- III 女性のエンパワーメントの推進と自立促進
- IV 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備
- V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

6 計画の性格

本計画は、県における男女共同参画社会の形成促進のための総合的・長期的な基本計画です。基本理念に基づいた5つの基本目標を達成するため、施策の展開方向を明らかにしています。

県の施策が主になっていますが、社会の構成員である市町村、県民、事業者等の役割分担を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みへの参加・協力も呼びかけています。

7 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画推進条例」第9条に規定する県の基本計画として策定するものです。

また、県の新長期総合計画「うつくしま21」の部門別計画として、新しい価値観である「いのち、人権、人格の尊重」に基づき、ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成を目指し、男女共同参画を積極的に推進するものであり、具体的施策については整合を図っています。

8 計画の期間

改訂後の本計画の計画期間は、2006(平成18)年度から2010(平成22)年度までの5年間です。